

普通肥料の登録に必要な書類等

1 「様式第1号 肥料登録申請書」 1部

2 登記簿抄本又は謄本（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）

- ※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として申請書の受理はできません。
- ※ 届出住所と生産場所、保管場所の所在地が異なる場合で、登記簿抄本等又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 成分分析結果（公定規格に必要な成分）

- ※ 分析手法は、肥料等試験法（独立行政法人農林水産省消費安全技術センター法）で行ってください。

4 生産工程の概要

- ※ 概要は別紙にフロー図で示してください。

5 原料の入手先、入手経路

- ※ 入手先は法人（個人）名及び住所を記してください。

6 生産する事業場及び保管する施設の位置図

- ※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。
- ※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

7 登録手数料（一般 35,000 円、農協等 18,000 円）の払込証明書等

- ※ 納付書で納付される場合は、事前にお知らせください。こちらから納付書を送付します。
（現金持参による納付も可）

8 その他資料等

- （1）肥料の原料に次の目的で添加物を使用する場合（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条の第4項に掲げる事項）
肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗もしくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵、若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、又はその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料を使用する場合は、その材料の種類、名称、使用量を記載してください。

(2) 生産施設を賃借して生産する場合

- 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書
- 賃貸借契約書の写し
- 賃借する工場の見取り図

(3) 委託により生産する場合

- 委託による肥料の生産に関する届出書
- 委託生産契約書の写し
- 委託生産する工場の見取り図

(4) 肉骨粉等を原料とする場合

牛の部位を原料とする場合にあっては、牛のせき柱等が混合していないことを確認できる資料を添付する。

- 製造基準適合確認書又は肥料原料供給管理票（農林水産大臣の確認）
- 輸出国証明書

(5) 植物に対する害に関する栽培試験の成績

菌体肥料や乾燥菌体肥料等試験成績が必要な肥料のみ添付する。

(6) 肥料の見本

500 g 程度を送付してください。

(7) 返信用封筒及び切手

封筒（角形2号）及び切手（返信する書類はA4用紙3枚程度です）

※ 生産を開始する2～5週間前までに申請してください。

肥料登録有効期間の更新に必要な書類

1 「様式第2号 肥料登録有効期間更新申請書」 1部

2 登録証原本

3 生産工程の概要

※ 概要は別紙にフロー図で示してください。

4 登録更新手数料（一般7,100円、農協等3,600円）の払込証明書等

※ 納付書で納付される場合は、事前にお知らせください。こちらから納付書を送付します。
（現金持参による納付も可）

5 返信用封筒及び切手

※ 封筒（角形2号）及び切手（返信する書類はA4用紙3枚程度です）

※ 有効期間満了日の30日前までに申請してください。

肥料登録事項等の変更に必要な書類

1 「様式第3号 肥料登録事項変更届」 2部

※ 生産事業場の名称、所在地及び保管する施設の所在地を変更する場合

2 登記簿抄本、謄本又は所在地を証明する書類

※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。

※ 届出住所と生産場所、保管場所の所在地が異なる場合で、登記簿抄本等で確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 生産する事業場及び保管する施設の位置図

※ 市販の地図をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。

4 返信用封筒及び切手

※ 封筒（角形2号又は長型3号）及び切手（返信する書類はA4用紙2枚程度です）

※ 変更後2週間以内に届け出てください。

肥料登録証の書替交付に必要な書類

1 肥料登録証の書替交付申請書

- (1) 法人の名称、代表者氏名、所在地及び個人事業者の氏名、住所の変更

「様式第4号 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書」
1部

- (2) 相続又は法人の合併、分割の場合

「様式第5号 相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書」
1部

- (3) 肥料の名称を変更する場合

「様式第7号 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」
1部

2 登記簿抄本、謄本又は住民票等

※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。

※ 1の(2)法人の合併、分割の場合（登記簿抄本）

合併後に存続（設立）する法人又は分割によって権利を承継した法人の登記簿抄本

3 登録証原本

4 相続関係を証明する書類

5 返信用封筒及び切手

※ 封筒（角形2号）及び切手（返信する書類はA4用紙3枚程度です）

※ 2、4の添付書類は該当する申請の場合に添付してください。

※ 1の(1)、(2)の場合は、変更後2週間以内に申請してください。

※ 1の(3)の場合は、名称を変更する前までに申請してください。

肥料登録証の再交付に必要な書類

1 「様式第6号 肥料登録証再交付申請書」 1部

2 登録証原本（滅失を除く）

3 返信用封筒及び切手

※ 封筒（角形2号）及び切手（返信する書類はA4用紙3枚程度です）

※ 滅失又は汚損した後、速やかに申請してください。

肥料の登録の失効に必要な書類

1 「様式第8号 肥料登録失効届」 2部

※「保証分量」や「その他の規格」が変わった場合は、別の肥料となるため現在の登録肥料は失効します。

2 登録証原本

3 返信用封筒及び切手

※ 封筒（角形2号）及び切手（返信する書類はA4用紙3枚程度です）

※ 失効後又は生産廃止後、速やかに届け出てください。